

公共の場所での喫煙規制について



2008年11月

フィリップ モリス ジャパン株式会社

本資料に記載されている情報は、フィリップ モリス ジャパン株式会社の調査に基づいております。含まれている事実については、時間の経過とともに、その正確性が失われている場合があることをご承知願います。また、弊社の許可無しに、本資料を第三者へ提供することはお控えください。



フィリップ モリス インターナショナル Philip Morris International (PMI)

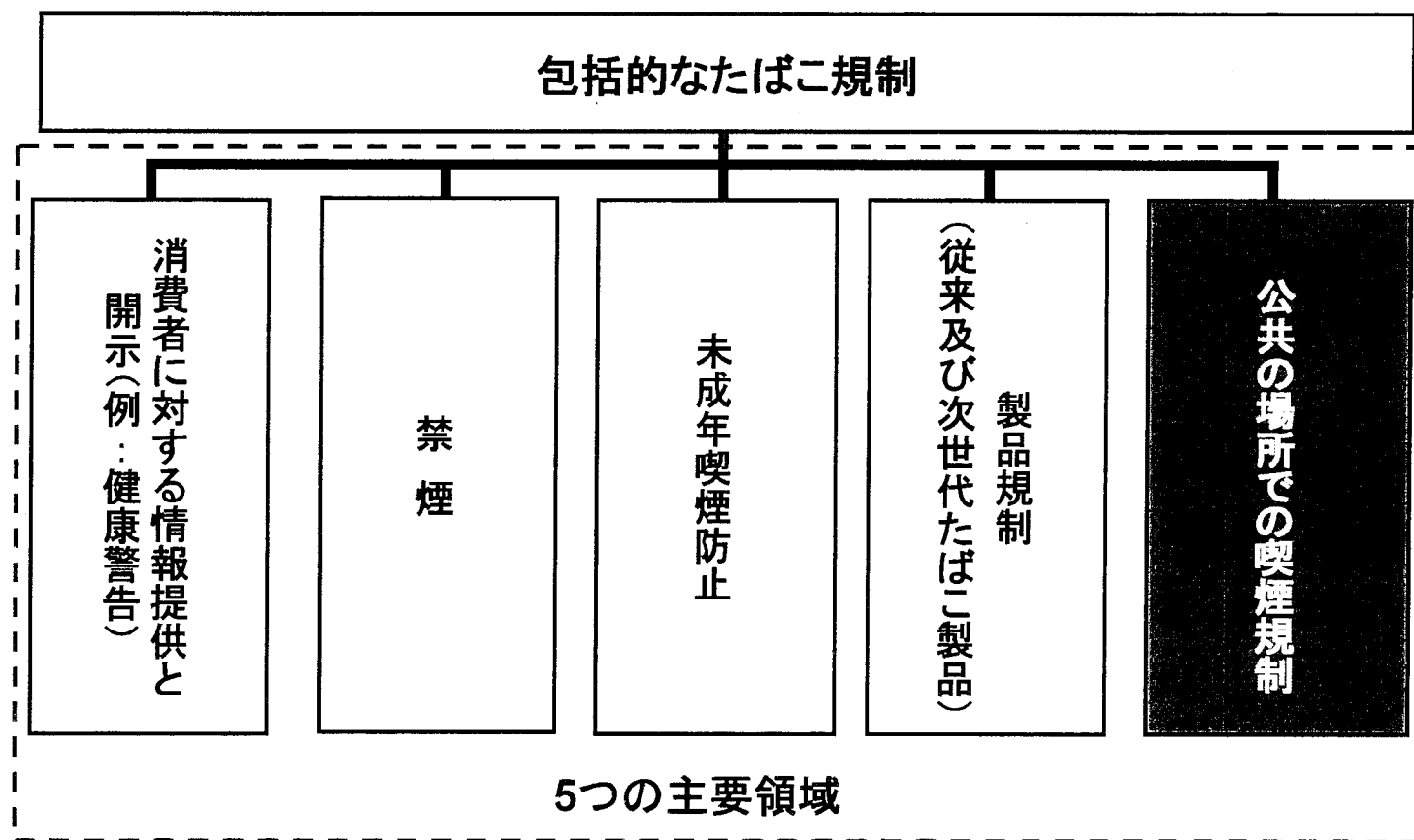
設立	1847年（英国にてPhilip Morris社として設立）
本社所在地	米国・ニューヨーク市
統括本部	スイス・ローザンヌ
代表者	ルイ・C・カミレリ (会長兼CEO) Louis C. Camilleri
従業員数	約75,000人
事業拠点	160カ国以上（59の製造工場）

フィリップ モリス ジャパン株式会社 Philip Morris Japan Kabushiki Kaisha (PMJKK)

設立	1985年
代表者	フレデリック・デウィルドゥ（代表取締役社長）Frederic de Wilde
従業員数	約1,800人
主要ブランド	マールボロ (Marlboro)、ラーク (Lark)、フィリップ・モリス (Philip Morris)、バージニ・アスリム (Virginia Slims)、パーラメント (Parliament)等
国内たばこ市場シェア(2006年)	PMJKK 24.7% JT 65.0% BAT 9.9%



- ◆ フィリップ モリス インターナショナルは、たばこ製品の製造、マーケティング、販売、使用に関する包括的な規制を支持します。





環境中たばこ煙と公共の場所における喫煙

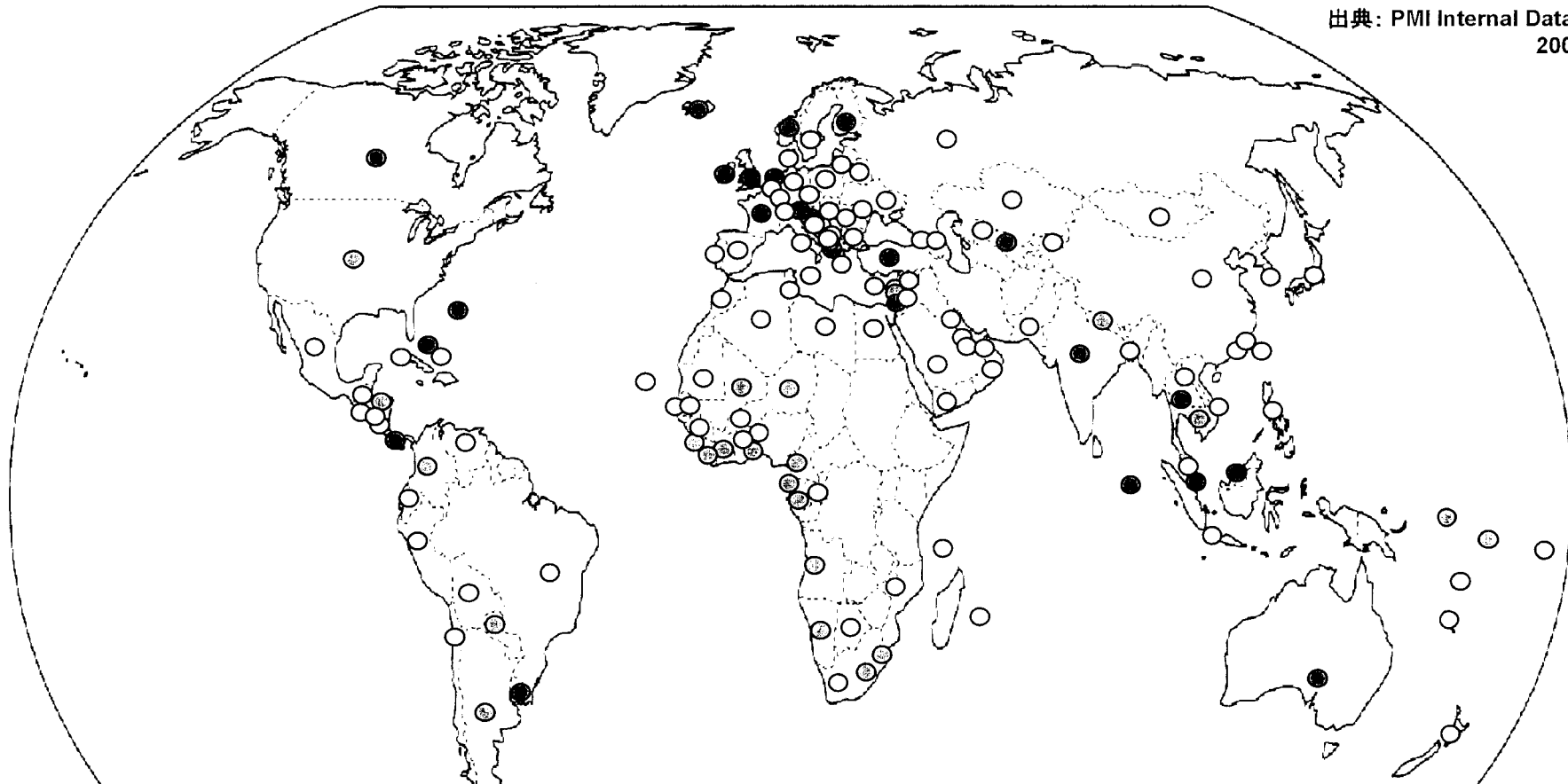
- ◆ 環境中たばこ煙とは、火のついたたばこの先端から出る煙（ガス状と粒子状の物質からなる）と、喫煙者が吐き出す煙を合わせたもののことをいいます。
- ◆ 公衆衛生当局は、環境中たばこ煙が、成人の非喫煙者に肺がんや心臓病などの疾病を引き起こし、また子供たちに喘息、呼吸器感染、乳幼児突然死症候群などを引き起こす原因にもなる、と結論づけています。
- ◆ 環境中たばこ煙のある場所にとどまるかどうか、また喫煙者であれば、いつどこで喫煙するかについての判断は、環境中たばこ煙が健康に及ぼす影響に関する公衆衛生当局の見解によって導かれるべきです。
- ◆ また、特に子供への影響を考えて、子供の周りでは喫煙を控えるなど、十分な配慮が必要です。

このような公衆衛生当局の結論に基づいて公共の場所での喫煙を規制するのは適切な措置であると私たちは考えています。



世界の公共の場所での喫煙規制状況

出典: PMI Internal Data,
2008



- | | | |
|---|--|--------------------|
| ● | 規制なし..... | 23 countries (16%) |
| ○ | 一部の公共の場所もしくはレストラン/バーなどの施設において禁煙の規制あり | 98 countries (67%) |
| ● | レストラン/バーを含むほとんどの公共の場所において禁煙の規制あり..... | 24 countries (17%) |

Total: 145 Countries

* 国・連邦レベルでの規制についての調査。州レベルでの規制は対象外。



主な国における公共の場所での喫煙規制の状況

公共の場所では全面的に禁煙



- 2007年7月1日から、学校、職場、医療機関、レストランの室内外、バー、クラブ、劇場、航空機、空港、鉄道、駅、フェリー、バス、デパート、博物館、銀行、スポーツ施設において全面禁煙。

国レベルでの規制



- 2007年2月1日から、学校、官公庁施設、公共交通機関、及び未成年者向け娯楽施設において禁煙。
- バー・レストラン(飲食は不可)、私有オフィス、劇場、駅、バスターミナル、フェリー、デパート、博物館、銀行、スポーツ施設では、特別な換気機能を有し密閉された喫煙室を設置可能。



- 学校、病院、公共交通機関などが、禁煙。
- 2005年1月に屋内喫煙規制が施行され、職場、レストラン、バー/クラブ、デパート、博物館、金融機関、ホテル、スポーツ施設などでも原則として禁煙だが、壁などで完全に分離した喫煙室を設置することが可能。(飲食の提供は可能)



- 2006年1月から、国レベルおよび幾つかの地域において、学校、職場、医療機関と、デパート、美術館、銀行、娯楽施設、ほとんどの公共交通機関などの公共施設で禁煙。
- 喫煙は、バーやレストランにおいて、面積が100㎡未満の店舗では、喫煙ルールを決める裁量が事業主に認められており、喫煙が許された店舗でのみ可能。100㎡以上の店舗では、完全に分離された喫煙席の設置が可能。(飲食のサービス提供は可能。喫煙可の店舗/喫煙席への未成年者の入店/入室は不可)

国レベルでの限定的な規制



- 2007年9月、連邦レベルで官公庁施設、公共交通機関、駅およびプラットホーム、及びフェリーでの禁煙法が施行。学校では、一部の職員室を除き、全面禁煙。
- 接客業においては、2008年3月以降、業界内の90%以上の施設において、店舗面積の50%以上を禁煙席とする事を政府と業界が合意。
- 公共の場所での喫煙を制限する州レベルでの規制があり、バイエルン州を除いて、分離された喫煙室の設置が可能。



- 現時点において、連邦レベルの規制はない。現在、29の州で州法による規制があり、37の州で自治体による規制がある。また、14の州が、州法によりレストラン、バーを禁煙にしている。



成人の総人口に対して
まだ相当数の喫煙者が存在する

喫煙率

>男性 : 39.9%

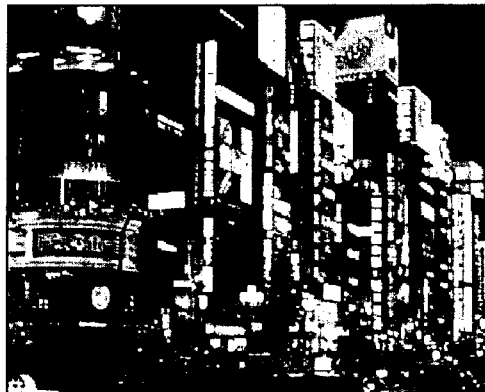
>女性 : 10.0%

(出典:平成18年国民健康・栄養調査)

多くの地方自治体で
路上喫煙の規制を実施



レストラン、バーの過密な立地条件



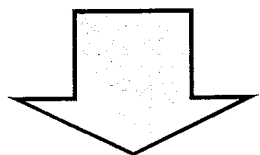
近年、分煙対策が進んでいる





公共の場所の種類と喫煙についての基本的な考え方

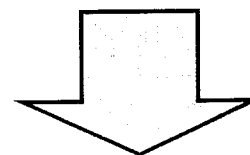
人々が行かなければ ならない場所



人々が行かなければならない場所では、禁煙を含む規制を行うべきと考えます。

未成年者を主な対象とした施設(学校、福祉施設など)においては、喫煙は禁止されるべきです。

人々が選んで行く場所



バーやレストランなどの事業者に対して、喫煙を禁止することや制限すること、もしくは喫煙できるようにすることを決定する裁量が認められるべきと考えます。

喫煙が許された場所においては、その施設管理者が、「環境中たばこ煙は、非喫煙者の病気の原因となる」という公衆衛生当局の結論を掲示することを義務付けるべきと考えます。